

グループホーム さわやかハウス

・・・・・・・・重要事項説明書・・・・・・・・

あなた様にグループホームさわやかハウス（以下「施設」という。）の入所サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて、次のとおり説明します。

1. 介護保険証等の確認

当施設のサービス内容を説明し、入所利用申込書を提出していただくにあたり、利用希望者様の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 施設名 | グループホームさわやかハウス |
| (2) 開設年月日 | 平成20年11月11日 |
| (3) 所在地 | 香川県さぬき市津田町津田2205番地 |
| (4) 電話番号 | 0879-42-1180 FAX 0879-42-1182 |
| (5) 管理者名 | 荒川和也 |
| (6) 介護保険事業所番号 | 3790600021 |
| (7) 事業者 | 社会福祉法人津田福祉会（理事長 渡邊 三洋） |

3. 施設の目的と運営方針

認知症対応型共同生活介護事業所である当施設は、介護保険法及び関係法令に基づき、入所利用者様に対して、家庭的な環境のもとでの日常生活の介助を通して安心と尊厳のある生活を営むことができますよう支援します。また、利用者様の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に応じて、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におきながら、介護、相談等日常生活上の世話及び健康管理等を行うことにより、利用者様の自立支援、日常生活の充実をはかることを目的としたサービスの提供及び運営を行います。

この目的を達成するため、次のような運営方針のもとに業務を行います。

利用者様の尊厳を支え、ノーマライゼーションを推進します。

利用者様とそのご家族様の意思を尊重し、生活の質的向上、自立支援につとめます。

利用者様の安全、安楽、安心をはかり、行きとどいたサービスを行います。

ご家族様との連携をつよめ、地域に開かれた施設運営をすすめます。

いつも明るい笑顔であいさつ、声かけをし、家庭的雰囲気のあるさわやかハウスをつくりたい。

4. 職員体制

*施設長	常勤兼務	社会福祉士、介護支援専門員	1名
*管理者	"	社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士	1名
*生活相談員	常勤	介護福祉士（介護職員兼務）	1名
*介護職員	"	介護福祉士	
		介護職員初任者/実務者研修修了（夜勤等交替制勤務）	15名
*介護計画作成担当者	"	介護支援専門員、介護福祉士（介護職員兼務）	1名
*栄養士	常勤兼務	管理栄養士（老健施設管理栄養士兼務）	1名
*事務職員	"	介護福祉士（介護老人福祉施設さわやかホーム兼務）	1名

5. サービス内容

当施設は、入所利用者様に対して、次の各号の各種サービスを提供します。

- (a) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成、それに従ったケアの実施
- (b) 入浴、排泄、食事、着替え等の介護サービス
- (c) 日常生活上の生活及び日常生活内での機能訓練
- (d) 健康管理（診察、健康管理、看護）
- (e) 趣味・教養娯楽活動の提供（レクリエーション、外出、年間行事等）
- (f) 相談、援助サービス（入所、施設生活、外泊、外出、退所時の支援等）
- (g) 介護保険関係その他行政手続等の代行
- (h) 利用者様のご希望による理容、洗濯（有料）
- (i) 利用者様及びご家族様のご希望による金品の管理

6. 入所定員等

- (1) 入所定員 18名（2ユニット）
- (2) 居室数（全室個室） 18室

7. 入所利用基準

要介護1から要介護5までの被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
自傷他害の恐れがないこと
常時医療機関において治療をする必要がないこと
原則として、さぬき市在住者であること

8. 利用料（入所者負担額）

別紙「グループホームさわやかハウス利用者負担金」による利用料

- （利用料については、今後の光熱水費等諸物価の動向、近隣類似施設の平均的な額、介護保険制度の改定等により変更することがあります。）

9. 協力医療機関等

* 協力病院	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲387番地1
	阪本病院	東かがわ市川東103番地1
* 協力医院	桑島内科医院	東かがわ市三本松751番地
* 協力歯科医院	合田歯科医院	さぬき市津田町津田922番地2

10. 利用者様の規律

施設ケアプラン等で定められた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、お互いの親睦につとめます。
診察、受診、薬の服用等について、担当職員の指示どおり行います。
喫煙、火気の使用、外出、外泊等を行うときは、必ず担当職員の許可を得ることとします。
職員と協力して、施設内の清潔、整頓、環境衛生の向上に努めます。
みだりに大声を出したり、口論や不適切な飲酒等はいけません。
施設に相談なく多額のお金を持ち込んだり、金品の貸し借り等はいけません。
施設内で、営利行為、宗教勧誘、政治活動等はいけません。

11. 身体の拘束等

施設は、利用者様に対して原則として身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等

緊急止むを得ない場合は、施設の嘱託医師又は看護師の指示により、短時間の身体拘束を行う場合があります。この場合には、利用者様の心身の状況、身体拘束の理由等をカルテに記載することとします。

1 2 . 虐待防止について

施設は利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

1 3 . 緊急時の対応

利用者様の心身の状態が急変した場合、利用者様の主治医又は看護職員は協力病院等での受診を指示することがあり、その場合はご家族様などに連絡をして病院への付添をお願いしますが、緊急を要する場合は、その付添を待たずに受診し又は入院になることがあります。

1 4 . 事故発生時の対応

施設サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに利用者様の傷害等に対する対策を講ずるとともに速やかにご家族様、関係行政機関に連絡をします。

事故による傷害等については、事故発見者が直ちに利用者様の主治医又は看護職員に報告し、医師の治療又は医師の指示による応急処置もしくは病院への搬送等必要な措置を講じます。

事故の発生、発見、対応、事故原因等について、できるだけ早く事故報告書に記載し、関係ご家族様に速やかに説明するとともに、同様事故の再発防止対策を講じます。

施設の責に帰すべき事故により利用者様等が損害を受けた場合は、施設はその当事者様に損害を賠償します。利用者様等の責に帰すべき事故により、施設等が損害を受けた場合は、その事故原因者に損害の賠償を求めることがあります。

1 5 . 苦情又は要望等の受付

当施設に対する苦情やご要望は、次の窓口で受け付けます。

* 施設事務室 TEL 0879-42-1180 担当：荒川 和也（管理者）

* 事務室前に設置している「苦情受付箱」に投函していただいても結構です。

上記の当施設受付窓口以外に、下記の第三者委員等に対して、口頭、電話、郵便等で苦情や要望を申し出ることができます。

* 津田福祉会評議員 村 上 雅 幸 TEL0879-42-5656

* 津田地区民生児童委員 國 方 光 廣 TEL0879-42-5031

* 香川県国民健康保険団体連合会 TEL087-822-7431

* 香川県長寿社会対策課 TEL087-832-3266

* さぬき市長寿介護課 TEL0879-26-9904

申し出のあった苦情又は要望については、「さわやか介護サービス苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情受付書に記録し、苦情解決責任者（施設長）の責任のもとに苦情解決検討委員会での検討、苦情受付日から15日以内での苦情申出人との話し合い（必要な場合は第三者委員の立合）等による速やかな改善を行い、苦情解決記録簿に記録します。

苦情解決結果、苦情処理状況については、第三者委員に報告するとともに、個人情報に関するものを除き、事業報告書、広報誌等に掲載して公表します。

1 6 . ハラスメント対策

施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者様またはご家族様が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷

惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

17. 重度化した場合における対応

利用者様の急性期における治療については、利用者様の主治医又は協力病院（医院）訪問看護ステーション等との連絡を行い、必要に応じて受診等を行います。

利用者様の心身の状態が重度化された場合、介護計画作成担当者が主となり、利用者様の主治医、訪問看護ステーション看護職員又はご家族様や代理人の指示や希望を伺い、各職種職員間と協議をした「看取り介護計画書」（原案）を作成します。この原案をご家族様や代理人に説明し、同意を得た後、看取り介護を提供します。

グループホームさわやかハウス

..... 短期入所共同生活介護 重要事項説明書

あなた様にグループホームさわやかハウス（以下「施設」という。）の短期入所サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて、次のとおり説明します。

1. 介護保険証等の確認

当施設のサービス内容を説明し、短期入所利用申込書を提出していただくにあたり、利用希望者様の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 施設名 | グループホームさわやかハウス |
| (2) 開設年月日 | 平成20年11月11日 |
| (3) 所在地 | 香川県さぬき市津田町津田2205番地 |
| (4) 電話番号 | 0879-42-1180 FAX 0879-42-1182 |
| (5) 管理者名 | 荒川和也 |
| (6) 介護保険事業所番号 | 3790600021 |
| (7) 事業者 | 社会福祉法人津田福祉会（理事長 渡邊 三洋） |

3. 施設の目的と運営方針

認知症対応型共同生活介護事業所である当施設は、介護保険法及び関係法令に基づき、短期入所利用者様に対して、家庭的な環境のもとでの日常生活の介助を通して安心と尊厳のある生活を営むことができますよう支援します。また、利用者様の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に応じて、介護、相談等日常生活上の世話及び健康管理等を行うことにより、利用者様の自立支援、日常生活の充実をはかることとともにご家族等の介護負担の軽減をはかることを目的としたサービスの提供及び運営を行います。

この目的を達成するため、次のような運営方針のもとに業務を行います。

利用者様の尊厳人格を尊重し、ノーマライゼーションを推進します。

利用者様とそのご家族の意思を尊重し、生活の質的向上、自立支援につとめます。

利用者様の安全、安楽、安心をはかり、行きとどいたサービスを行います。

ご家族様との連携をつよめ、地域に開かれた施設運営をすすめます。

いつも明るい笑顔であいさつ、声かけをし、家庭的雰囲気のあるさわやかハウスをつくります。

4. 職員体制

*施設長	常勤兼務	社会福祉士、介護支援専門員	1名
*管理者	"	社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士	1名
*生活相談員	常勤	介護福祉士（介護職員兼務）	1名
*介護職員	"	介護福祉士	
		介護職員初任者/実務者研修修了（夜勤等交替制勤務）	15名
*介護計画作成担当者	"	介護支援専門員、介護福祉士（介護職員兼務）	1名
*栄養士	常勤兼務	管理栄養士（老健施設管理栄養士兼務）	1名
*事務職員	"	介護福祉士（介護老人福祉施設さわやかホーム兼務）	1名

5. サービス内容

当施設は、入所利用者様に対して、次の各号の各種サービスを提供します。

- (a) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成、それに従ったケアの実施。
- (b) 入浴、排泄、食事、着替え等の介護サービス
- (c) 日常生活上の生活及び日常生活内での機能訓練
- (d) 健康管理（診察、健康管理、看護）
- (e) 趣味・教養娯楽活動の提供（レクリエーション、外出、年間行事等）
- (f) 相談、援助サービス（入所、施設生活、外泊、外出、退所時の支援等）
- (g) 介護保険関係その他行政手続等の代行
- (h) 利用者様のご希望による理容、洗濯（有料）
- (i) 利用者様及びご家族様のご希望による金品の管理
- (j) 入退所時の送迎サービス

6. 短期入所生活介護等定員

- (1) 入所定員 2名（1ユニット9名の定員の枠内で、1名を限度とする）
- (2) 居室数（全室個室） 18室

7. 入所利用基準

- 要支援2から要介護5までの被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- 自傷他害の恐れがないこと
- 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 原則として、さぬき市在住者であること
- あらかじめ30日以内の期間と定める

8. 利用料（利用者様負担額）

別紙「グループホームさわやかハウス短期利用共同生活介護(介護予防含)利用者負担金」による利用料（利用料については、今後の光熱水費等諸物価の動向、近隣類似施設の平均的な額、介護保険制度の改定等により変更することがあります。）

9. 協力医療機関等

* 協力病院	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田甲387番地1
	阪本病院	東かがわ市川東103番地1
* 協力医院	桑島内科医院	東かがわ市三本松751番地
* 協力歯科医院	合田歯科医院	さぬき市津田町津田922番地2

10. 短期入所生活介護ご利用者の規律

- 施設ケアプラン等で定められた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、お互いの親睦につとめます。
- 診察、薬の服用、機能訓練等について、担当職員の指示どおり行います。
- 喫煙、火気の使用、外出、外泊等を行うときは、必ず担当職員の許可を得ることとします。
- 職員と協力して、施設内の清潔、整頓、環境衛生の向上に努めます。
- みだりに大声を出したり、口論や不適切な飲酒等はいけません。
- 施設に相談なく多額のお金を持ち込んだり、金品の貸し借り等はいけません。
- 他の入所者様や職員に対して、営利行為、宗教勧誘、政治活動等はいけません。

1.1. 身体の拘束等

施設は、利用者様に対して原則として身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設の嘱託医師又は看護師の指示により、短時間の身体拘束を行う場合があります。この場合には、利用者様の心身の状況、身体拘束の理由等をカルテに記載することとします。

1.2. 虐待防止について

施設は利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

1.3. 緊急時の対応

利用者様の心身の状態が急変した場合、利用者様の主治医又は看護職員は協力病院等での受診を指示することがあり、その場合はご家族様などに連絡をして病院への付添をお願いしますが、緊急を要する場合は、その付添をまたずに受診し又は入院になることがあります。

1.4. 事故発生時の対応

施設サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに利用者様の傷害等に対する対策を講ずるとともに速やかにご家族様、関係行政機関に連絡をします。

事故による傷害等については、事故発見者が直ちに利用者様の主治医又は看護職員に報告し、医師の治療又は医師の指示による応急処置もしくは病院への搬送等必要な措置を講じます。

事故の発生、発見、対応、事故原因等について、できるだけ早く事故報告書に記載し、関係ご家族様に速やかに説明するとともに、同様事故の再発防止対策を講じます。

施設の責に帰すべき事故により利用者様等が損害を受けた場合は、施設はその当事者様に損害を賠償します。利用者様等の責に帰すべき事故により、施設等が損害を受けた場合は、その事故原因者に損害の賠償を求めることがあります。

1.5. 苦情又は要望等の受付

当施設に対する苦情やご要望は、次の窓口で受け付けます。

* 施設事務室 TEL 0879-42-1180 担当：荒川 和也（管理者）

* 事務室に設置している「苦情受付箱」に投函していただいても結構です。

上記の当施設受付窓口以外に、下記の第三者委員等に対して、口頭、電話、郵便等で苦情や要望を申し出ることができます。

* 津田福社会評議員 村上 雅 幸 TEL0879-42-5656

* 津田地区民生児童委員 関 方 光 廣 TEL0879-42-5031

* 香川県国民健康保険団体連合会 TEL087-822-7453

* 香川県長寿社会対策課 TEL087-832-3266

* さぬき市長寿介護課 TEL0879-26-9904

申し出のあった苦情又は要望については、「さわやか介護サービス苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情受付書に記録し、苦情解決責任者（施設長）の責任のもとに苦情解決検討委員会での検討、苦情受付日から15日以内での苦情申出人との話し合い（必要な場合は第三者委員の立合）等による速やかな改善を行い、苦情解決記録簿に記録します。

苦情解決結果、苦情処理状況については、第三者委員に報告するとともに、個人情報に関するものを除き、事業報告書、広報誌等に掲載して公表します。

16 . ハラスメント対策

施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者様またはご家族様が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。